



# ごしよがわら

GOSHOGAWARA public relations magazine.

2024(令和6)年  
1 月号  
No. 333

辰

年



## 今号の主な内容

- ・新年あいさつ……………2-3
- ・辰年生まれに聞きました……………4-5
- ・冬の生活特集……………8-9
- ・申告特集……………13-22
- ・すてきなお店、自慢の逸品……………36

## 川端町を見守る 「女子部の井戸」の龍

# 謹賀



「誰ひとり取り残さない  
持続可能な地域社会」  
を目指して

五所川原市長 佐々木 孝昌

**明** けてましておめでとうございます。  
市民の皆様には、健やかに新春をお迎えのこと  
とお慶び申し上げます。

さて、昨年は約3年にわたるコロナ禍もようやく収  
束に向かい、疲弊した地域社会に元気を取り戻すため  
「コロナからの脱却」をテーマとして市政に取り組ん  
でまいりました。

特に、民間活力が主体となった多くのイベントが開  
催されるなど、地域社会の再生に向けて大きく前進す  
ることができた一年であったと実感しています。

4年ぶりの通常開催となった「五所川原立佐武多」  
は25周年の節目を迎え、「ごしょがわら めじゃ〜 ス  
トリート」といった新たな企画が生まれ、まつりのメ  
インの一つに定着した「親子 de 立佐武多」も彩りを  
添えるなど、連日多くの市民や観光客でにぎわい、街  
全体が熱気と活気に包まれました。

その中で、子どもたちのはつらつとした姿を見て、  
五所川原市の未来に希望の光が差し込むような思いで  
ありました。運営に携わった皆様、参加、協力いただ  
いた皆様により感謝を申し上げます。

本年は、引き続き、こうした明るい兆しの一つつ  
を育みながら、市民の皆様と力を合わせ、共に考え、  
共に行動する「市民協働」を進め、子どもから高齢者  
まで誰もが健康で安心して住み続けられるまちづくり  
を進めてまいります。

## 〇「活動人口」の増加による地域活性化に向けて

昨今の急速に進む人口減少の中で、持続可能な地域  
づくりを進めるためには、民間主体の活動をより一層  
活性化させ、子どもから高齢者まで多くの市民が活躍  
する「活動人口」を増やすとともに、市民と行政がそ  
れぞれの強みを生かしながら、一丸となって取り組ん  
でいく必要があります。

一例を挙げますと「ホコ天マルシェごしょがわら」  
「しうらグルメカーニバル」「キッズフェスタ」などの  
各地域で実施している企画は、にぎわいの創出にとど  
まらず、イベントを通じて、市民、関係団体、市職員

が連携して成功体験を共有し、地域の皆が手を取り合  
い、市民自らが大切なふるさとを持続可能な地域とし  
て構築するきっかけとして、大きな意義を持つもので  
あり、大変心強く感じています。

本年も、こうした取組に必要な支援を講じ、官と民、  
多様な主体が連携し、ノウハウを持ち寄って、共に創  
っていく社会の構築を目指してまいります。

## 〇地域で支え合う共生社会を目指して

市では、子育て世代の経済的負担の軽減、相談体制  
の強化、コミュニティの拠点となる公園の整備など、  
子育てを取り巻く環境を充実させることで若い世代の  
定住を促進してまいりました。

これからも、社会の宝である子どもを「地域全体で  
育てる」という思いのもと、将来にわたって住み続け  
たいと思えるような魅力的なまちづくりを進めます。

また、高齢者への支援においては、高齢者の共通課  
題である認知症予防、介護予防の強化や、元気な高齢  
者が同じ高齢者目線で支援する互助機能の強化を図る  
など元気な高齢者の社会参加を支援する取組を実施し  
てまいります。本年も、地域の高齢者の誰もが積極的  
に社会参加を行えるような支援を行い、自分らしく、  
社会的な役割を持ちながら生まれ育った地域で安心  
して住み続けられる健康長寿社会の実現を目指して  
まいります。

## 結びに

目まぐるしく変化する社会情勢により、地方がおか  
れる状況は厳しさを増しております。しかしながら、  
先に述べた市民が主体となった地域の活力は、現状を  
変える兆しであり、新たな五所川原に生まれ変わるチ  
ャンスであると思っています。

本年も「誰ひとり取り残さない持続可能な地域社  
会」に向けて市政運営に努めてまいりますので、引き  
続き、市民の皆様のご支援ご協力を賜りますとともに、  
本年が皆様にとって素晴らしい年となりますことを祈  
念申し上げます、年頭のごあいさつといたします。

# 新年



地域経済の再生を

五所川原市議会議長 木村 清一

**明** けてましておめでとうございます。  
五所川原市議会を代表し、謹んで新年のごあい  
さつを申し上げます。

昨年1月に執行されました五所川原市議会議員一般  
選挙におきまして、市民の皆様から負託を受けて市議  
会に送り出していただきました。

新たに6人の新人議員が誕生し、前回の選挙で初当  
選した議員も含めると、半数以上が1期目、2期目  
の議員での構成となりました。

議員一同、あらためてその責任の重さを痛感して  
おり、身の引き締まる思いであります。

昨年は振り返ってみますと、当市では4年ぶりに立  
佐武多の運行が通常開催され、運行25周年の節目と  
して、新たな取り組みも好評を博し、多くの市民、そ  
して観光客にもお越しいただき、地域経済への好循環  
を期待させるものとなりました。

世界情勢に目を向けてみますと、円安による物価の  
高騰やロシアによるウクライナ侵攻の長期化に中東情  
勢も加わるなど混迷を極めており、先行きは不透明さ  
を増しております。

## 〇地球温暖化による気候変動への対応意識を

昨年、当市では幸いにも大きな自然災害はなかった  
ものの、真夏日も多く記録的な猛暑となり、8月には  
当市でも39度の気温に達するなど、従来の夏とは異  
なるものとなりました。

気温の上昇に伴う気候の変動は、大雨等自然災害の  
リスク等が増加するなど、私たちの生活にさまざまな  
影響を与えます。

私たちの身の回りでのどのような環境の変化が起きて  
いるのか、また、生活がどのように変化するのかとい  
う視点から、自然災害への備えなども含めて注視しな  
ければなりません。

また、当市にとって重要な産業である農業におい  
ても、野菜や果実の生育不良が生じ、一等米比率の低下  
やりんごの日焼けなどの影響が大きかったことから、  
今後の気候変動に対応した農業の在り方の検討や品種

改良など、早急に考えていく必要があると感じており  
ます。

## 〇地域経済の再生を

新型コロナウイルスは約3年もの長きにわたり、  
人々の往来の減少や地域経済の疲弊など、大きな影響  
を及ぼしました。

昨年5月、新型コロナウイルスが5類へ移行となり、  
社会活動・経済活動が従前に近い形で行われるよう  
になったものの、本来の姿には、まだまだほど遠いと感  
じております。

一方でコロナ禍以降、デジタル技術を活用したオン  
ラインミーティングやテレワークの導入など、働き方  
やライフスタイルにも大きな変化が生じています。

当市は人口減少や少子高齢化の激激な進行、各分野  
における担い手不足などの問題を抱えており、加えて  
市民生活においては、物価高騰などさまざまな困難の  
中にありますが、デジタル技術を日常生活や地域コミュ  
ニティの活性化などに有効に活用し、実社会とうま  
く融合させながら、お一人おひとりが地域資源の魅力  
を再発見し、街が以前のようなにぎわいを取り戻して  
いくことが、経済の再生につながっていくものと存じ  
ております。

## 結びに

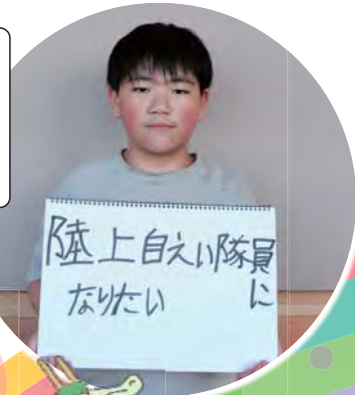
本年の干支である辰年は「甲辰」であります。  
甲は草木の成長を表し、辰は動物にすると龍となり、  
昇り龍などに描かれるとおり、勢いよく活気あふれる  
年といわれております。

市議会といたしましても、市民の皆様が安心して暮  
らすことができるよう、さらなる福祉の向上、地域経  
済の再生などにまい進してまいる所存でありますので、  
引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し  
上げますとともに、本年が皆様にとりまして飛躍の年  
となることを祈念し、新年のごあいさつといたします。

三好小  
乗田 琉衣さん



三好小  
工藤 璃夢さん



三好小  
乗田 凌玖さん



三好小  
木村 笑さん



いずみ小  
前田 哲志さん



# 辰年生まれの小学生に聞きました!

## 今年の抱負 将来の夢

三輪小  
山口 竜輝さん



いずみ小  
田中 柗暖さん



いずみ小  
島村 七海さん



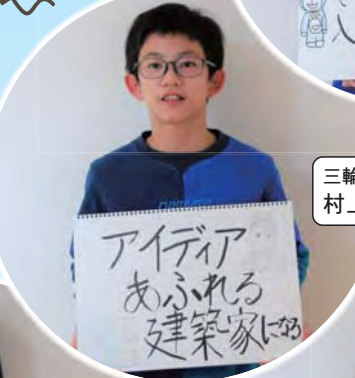
いずみ小  
松野 紘志郎さん



三輪小  
松橋 凛さん



三輪小  
村上 龍空さん



三輪小  
相場 竜七海さん



## 松島団地児童公園の遊具が新しくなりました！

松島団地児童公園に新しい遊具を設置しました。

公園で元気に遊ぶことは、子どもたちの健全な育成に重要です。どの遊具も小さいお子さんと一緒に安心して遊べますので、子育て世代の交流に、リフレッシュに、ぜひ親子で遊びに来てください！

- ▷誰もが一緒に楽しめる幼児用複合遊具
- ▷幼児用バケット付き2連ブランコ
- ▷親子きょうだいで楽しめるスイング遊具

- \*降雪期は休止しています。
- \*保護者の方は、小さいお子さんからは絶対に目を離さず、必ずすぐそばにいてください。
- \*遊具は、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業（宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とする助成事業を行い、地域・団体のコミュニティ活動の活性化に寄与する事業）を活用した宝くじ助成金で整備しました。

問い合わせ先…都市・交通課 内線2672



## 他校との交流で地域学習！

11月16日、中央公民館で「小中学校児童生徒交流会」が開催されました。同会は、交流を通じてふるさと五所川原市への愛着を深め、次世代の地域を担う子どもたちの育成にむけて、今年度初めて企画されました。

市内17の小・中学校から代表者およそ50人が集まり、郷土芸能の発表や学校紹介、テーマによる話し合いが行われました。

三好小学校の児童は、学校で継承している伝統の獅子舞を披露し、迫力のあるパフォーマンスに会場からは大きな拍手があがっていました。市浦小学校と五所川原第三中学校の児童生徒は、各校独自のさまざまな取組について紹介しました。また、話し合い活動では「五所川原市を全国の人に知ってもらおう！アクションプランづくり」をテーマに意見を出し合ってアイデアをまとめ、それぞれユニークな案を発表しました。

参加した子どもたちは「三好小の獅子舞に圧倒された。伝統行事をしっかりと継承していくことが大切だ

## 「小中学校児童生徒交流会」

と思うので、このような行事を見に行ったり、自分自身も参加したりしてみたい」「市長の話聞いて市の現状をあらためて知ることができた。自分にできることは何かを探していきたい」と話しました。



テーマについてグループで話し合う子どもたち

## 今月号の表紙

今月号の表紙は、令和6年の干支「辰」にちなみ、飲食店街にたたずむ「女子部の井戸」の龍です。

女子部の井戸は、代官所の開設と同時に掘られたと伝えられ、この地に五所川原女子尋常高等小学校が建てられたことから、女子部の井戸と呼ばれるよ

## 〔川端町を見守る 「女子部の井戸」の龍〕

うになりました。その後、水量が減り利用されなくなりましたが、昭和48年に五所川原ロータリークラブが由来の看板を設置。平成6年には五所川原商工会議所青年部が多くの市民の支援により復興しました。井戸の龍は今も川端町を見守り続けています。



# あなたなら輝ける！情熱を持って、地域課題に挑戦！



**公務員試験  
対策不要！**

## 五所川原市職員採用試験(追加募集)

(令和6年4月1日採用予定)

募集職種	採用予定人員	受 験 資 格	申 込 方 法
上級建築 (大卒区分) 【技師級採用】	1名程度	平成元年4月2日以降に生まれ、大学を卒業もしくは大学院を修了した方または、令和6年3月までに大学を卒業見込みもしくは大学院を修了見込みの方	リクナビサイトの五所川原市求人ページから応募してください。 
建築職 (キャリア活用区分) 【主任・係長級採用】	1名程度	次のすべての要件を満たす方 ▷昭和53年4月2日以降に生まれた方 ▷1級建築士または2級建築士の資格を有する方 ▷民間企業等において、募集職種の職務内容に関する経験が一定年数以上ある方(職務経験年数の詳細は市ホームページを参照)	市ホームページを經由して「五所川原市電子申請・届出システム」から応募してください。 

申込期限…1月9日(火)

### 第1次試験

#### ①上級建築(大卒区分)

試験種目…総合適性検査(SPI3)、個人面接(自宅等でWEB受験)

SPI3試験日・試験会場(選択制)

▷テストセンターで受験…1月4日(木)~14日(日)の中で、都合に合わせて受験できます。

▷市役所本庁舎で受験…1月14日(日) 9:00~

個人面接試験日…1月14日(日)

\*面接時間は、受験申込後に通知します。

#### ②建築職(キャリア活用区分)

試験種目…個人面接(自宅等でWEB受験)

試験日…1月14日(日)

\*面接時間は、受験申込後に通知します。

第2次試験…第1次試験合格者へ通知します。

試験案内の入手方法…人事課および各総合支所で配布します。また、市ホームページからダウンロードできます。

\*具体的な手続方法など詳細は、市ホームページで確認してください。

問い合わせ先…人事課 内線2152

## 今月の納期 納期限 1月31日(水)

税・保険料	納期限	問い合わせ先
国民健康保険税	7期	収納課 内線2273
後期高齢者医療保険料	7期	国保年金課 内線2346
介護保険料	7期	介護福祉課 内線2443

納付は便利で  
確実な  
口座振替を！



◎広報有料広告

### 新年会承ります！

2024年1月5日~31日限定

お料理 4,000円より + 90分飲み放題 1,500円

- \*10名様以上60名様まで
- \*10日前までのご予約が必要です
- \*水・木曜はお受け出来ません



\*写真はイメージです

立佞武多の館 【お問合せ】 38-3232  
TEL: (0173)

## 雪でお困りの方必見!!

雪のお助けマン参上!

保存版

除排雪

雪降ろし

介護されているお家の雪かき等



雪の軽作業でも喜んで

お見積り無料

高齢者、女性の方等、玄関前や家の回りの除雪をシーズン中お伺いするご契約も受け付けております。

五所川原塗装工業会  
有限会社 秋元塗装  
五所川原市大字野里字野岸29の5  
TEL-FAX 0173-29-3644

ご連絡先 090-2023-2226 (担当木村まで)

五所川原市を応援しよう!!

## 除排雪作業に市民の皆さんのご理解とご協力を

市では、冬期間の安心・安全な道路交通の確保のため、除排雪作業を実施していますが、作業を円滑に実施するためには、次のことについて市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



### 深夜の除排雪作業にご理解を

交通渋滞を起こさないよう、除排雪作業は主に交通量の少ない深夜から早朝に行われます。騒音や振動でご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。

### 自宅前の除雪にご協力を

除雪車が通った後はどうしても間口に雪が寄せられてしまいます。間口に寄せられた雪は、市民の皆さんで除雪していただきますよう、ご協力をお願いします。

### 作業中の除雪車に近寄らないで

除雪車の前後約10mは死角です。雪の中に混じった石やガラス片が飛び散る場合もあります。危険ですので30m以内には近寄らないでください。

### 敷地内の雪を道路に出さないで

各戸敷地内の雪は道路に出さないでください。道路に出された雪は交通の支障になるだけでなく、交通事故の原因にもなります。ルールとマナーを守り、雪は市指定の雪捨て場に捨ててください。

### 除排雪作業の事故防止にご協力を

車乗り入れや段差解消のためのステップ、融雪のためのホースやパイプ、道路上に伸びた木の枝や生垣など、除排雪作業の妨げになるものは道路に出さないでください。除雪車の故障や作業員のけがの原因となりますので、ご協力をお願いします。

### 路上駐車はやめましょう

除排雪作業の支障となるだけでなく、一般車両や緊急車両の通行の妨げになります。路上駐車はやめてください。



#### 市 道

- 五所川原地域  
スノーステーション Tel.35-5610
- 金木地域  
金木総合支所産業建設係 Tel.35-2111 (内線3115)  
金木除雪センター Tel.53-3877
- 市浦地域  
市浦総合支所産業建設係 Tel.35-2111 (内線4043)

#### 国 道 ・ 県 道

西北地域県民局道路施設課 Tel.34-2111(代)

## 水道管の凍結にご注意を

冬は気温の低下により水道管の凍結や破裂が予想されます。-4℃以下になる日は特に注意しましょう！

### ①水抜き栓の操作による凍結防止

▷水抜き栓をしっかり最後まで閉めて、蛇口のハンドルを全開にしてください。

\*事前に使用方法を確認し、誤操作に注意してください。

### ②凍結を防止する方法

▷発泡スチロールや布などを利用した保温により、水道管を寒さから守りましょう。

▷屋外のむき出しになっている配管には、保温材の取付けが効果的です。

### ③凍結したときの解氷方法

▷暖房器具を使用し、室内を暖めてください。

▷蛇口のハンドルを無理に回さず、蛇口にタオルなどを巻いて、ぬるま湯を少しずつかけてください。

### 解氷できない、破損した場合

▷③の方法でも水が出ないときや、凍結して破裂したときは、破損部分に布かテープを巻き付け応急手当をして、水道業者に修繕を依頼してください。その際は市の指定給水装置工事事業者または西北五管工業協同組合(Tel.34-8578)へご連絡ください。

問い合わせ先…水道課 内線2734



## 除雪作業中の事故を防止しましょう！

毎年、屋根の雪下ろしや除雪作業中の事故が相次いで発生しています。事故を防ぐためにも次の10カ条を守り、安全な除雪作業を心がけましょう。

### ——— 除雪作業の事故防止10カ条 ———

- ①作業は家族、隣近所にも声をかけて2人以上で！
- ②建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- ③晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんで！
- ④はしごの固定を忘れずに！
- ⑤除雪機の雪詰まりの取り除きはエンジンを切ってから！
- ⑥低い屋根でも油断は禁物！
- ⑦作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- ⑧面倒でも命綱とヘルメットを！
- ⑨命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- ⑩作業のときには携帯電話を持っていく！

問い合わせ先…防災管理課 内線2142

## 冬期間も空き家を適切に管理しましょう！

空き家の屋根に積もった雪を放置すると、隣家や通行人への落雪被害など、周辺地域に大きな被害・悪影響をおよぼします。また、長期間放置されている空き家は、老朽化が進行すると屋根雪により倒壊するおそれがあり大変危険です。

市内に空き家をお持ちの方は、定期的に屋根の雪下ろしを行うなど、冬期間における空き家の適正管理に努めてください。

また、空き家の周辺地域の方は、屋根雪が積もっている空き家には近づかない、または用心して通行するなど、日頃からご注意ください。



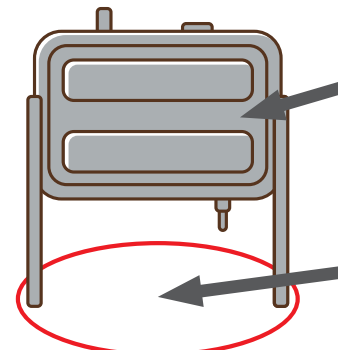
## 油の流出事故に注意しましょう！

例年、冬季になると積雪、落雪、除雪による送油管の破損やホームタンク小分け口の締め忘れなどを原因とする灯油の流出事故が多発しています。

油の流出事故が発生すると、排水路を通じて河川に流出する危険性があるため、ホームタンクを排水路付近に設置されている方や複数設置されている事業者の方は十分注意してください。

また、油が排水路および河川等に流出した場合や油膜を発見した場合は、被害拡大防止のため速やかに通報してください。

\*流出した油の回収に使用されたオイルフェンスやオイルマットなどの資材は、すべて原因者が購入し返却していただくことになります。



### ホームタンクの点検

- ①満タン時の重量に耐えられるようしっかり固定されているか。
- ②底面やらせん状の油送管が腐食していないか。
- ③小分け口の開閉レバーが斜め(半開き)になっていないか。
- ④給油して間もないのに目盛りの減り具合が早すぎないか。

### ホームタンク周辺の点検

- ①真下の土壌やコンクリートに漏れた形跡がないか。
- ②周辺の雪の色が茶色に変色していないか。
- ③屋外に露出している油送管が家屋の外壁にしっかり固定されているか。
- ④U字溝の継ぎ目から灯油が染み出していないか。

問い合わせ・通報先…五所川原消防署 Tel.35-2019  
五所川原消防署金木分署 Tel.53-2322  
北部中央消防署市浦分署 Tel.62-2119  
環境対策課 内線2367

## つがる総合病院「特別の料金(選定療養費)」が改定になります

つがる総合病院は、手術・処置や化学療法等を必要とする外来や、CT、MRI検査等の高額な医療機器・設備を必要とする外来(重点外来)を担っており、紹介患者の診療を重点的に行う「紹介受診重点医療機関」として県から公表されています。

これに伴い、次に該当する場合は、令和6年2月1日から下表の「特別の料金」を負担いただくこととなります。

- ①かかりつけの診療所等からの紹介状を持たずに、つがる総合病院を受診する場合(初診)
- ②つがる総合病院で治療を行い、その後医師が他医療機関での治療の継続を勧めた際に、引き続き当院での治療を希望する場合(再診)

### 紹介状が無い場合の「特別の料金」

区 分		令和6年1月31日まで	令和6年2月1日から
①他医療機関からの紹介状をお持ちでない方(初診)	医 科	2,200円(税込)	7,700円(税込)
	歯 科		5,500円(税込)
②医師が他医療機関での治療の継続を進めた際に、引き続き当院での治療を希望する方(再診)	医 科		3,300円(税込)
	歯 科		2,090円(税込)

外来機能の役割分担を明瞭にすることで、外来時間の待ち時間の短縮につながり、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになることが期待されます。

まずは普段通っている医療機関を受診して、専門的な検査・治療等が必要と判断された場合は、つがる総合病院等の病院を紹介されますので、紹介状を持参の上、受診いただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、ほかの医療機関からの紹介状を持参されない場合でも、次の方は特別の料金をいただきません。

- ①救急車で搬送や緊急な診療を必要とされる方
- ②国の公費負担医療制度の受給対象者(生活保護受給者など)
- ③今回受診する診療科は初めてでも、当院のほかの診療科から院内紹介されて受診する患者

- ④医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ⑤当院周辺でほかに受診したい診療科を持つ医療機関がなく、当院が外来診療を実質的に担っている場合
- ⑥特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ⑦外来受診から継続して入院した患者
- ⑧災害により被害を受けた患者
- ⑨労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩その他、当院を直接受診する必要性が特に認められた患者

\*詳細は、厚生労働省ホームページ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html))をご覧ください。

### 問い合わせ先

つがる総合病院事務部医事課 TEL35-3111(代表)

## 現金買取 鉄・非鉄・農機具類

株式会社 高橋商事 五所川原営業所

引取りもご相談ください

つがる市柏鷲坂清見71-16

TEL 0173-26-7576

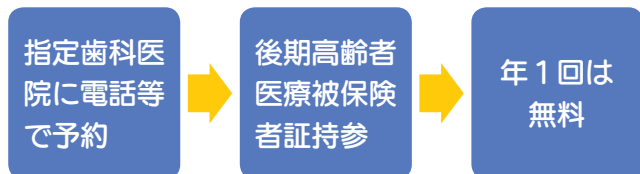


# 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

自分の歯が何本あるかご存知ですか？  
～大切な後期歯科健診を受けましょう～

高齢になっても健康でいるための基本は「自分の口で食べる」ことです。気づかないうちに口の筋力が衰え、滑舌や食べる機能が少しずつ低下していきます。口腔機能低下や肺炎等の病気を予防するために、ぜひ歯科健診を受けてください。

## 受診方法



\*対象は市民。実施は令和6年3月31日まで。

## 指定歯科医院

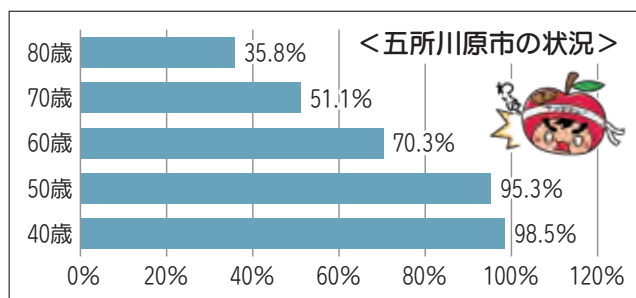
(北五歯科医師会加入歯科医院、五十音順)

地域	歯科医院名	住所	電話
五所川原市	あすなろ歯科医院	一ツ谷	33-1122
	アップル歯科医院	稲実	39-1171
	エルム歯科小児歯科	中央	38-3131
	小原歯科医院	みどり町	35-6711
	工藤歯科医院	大町	34-8883
	黒部歯科クリニック	広田	33-3939
	小嶋歯科医院	敷島町	34-2519
	小林歯科医院	柏原町	33-1156
	サトウ歯科クリニック	中央	26-7251
	高満歯科医院	川端町	34-2468
	田附歯科医院	寺町	34-3082
	津島歯科	大町	34-2050
	飛嶋歯科医院	松島町	34-8548
	中嶋歯科医院	雛田	34-3366
	成田歯科診療所	旭町	34-2343
ひろし歯科	幾世森	35-1718	
本町歯科医院	本町	35-2214	
金	渋谷歯科診療所	朝日山	52-2233
木	田中歯科クリニック	朝日山	54-1139
市浦	市浦歯科診療所	相内	27-7734

中泊町	山口歯科診療室	亀山	57-2015
	ゆみこ歯科クリニック	亀山	69-1020
鶴田町	坂本歯科クリニック	鷹ノ尾	26-1182
	なかじま歯科クリニック	相原	23-1230
	中田歯科医院	早瀬	22-5577
板柳町	工藤八歯科医院	板柳	0172-72-1172
	久米田歯科	五林平	0172-77-3230
	久米田歯科矯正歯科医院	福野田	0172-73-4488
	諏訪歯科	福野田	0172-73-3919
	たけだ歯科医院	板柳	0172-72-0404

## 80歳で20本の歯を保ち、自分の歯で食べる楽しみを！

以下は、24本以上自分の歯を持つ割合（80歳は20本以上）を示したグラフです（令和3年度青森県各市町村における歯と口の健康づくりに関する調査より）。



また、令和5年6月に公表された「令和4年歯科疾患実態調査」（厚生労働省）によると、8020達成者（75歳以上85歳未満の数値から推計）は51.6%でした。調査方法が違うため、当市の35.8%とは単純に比較はできませんが、当市が低い状況です。

かかりつけの歯医者さんへ相談し、1年に1回は後期歯科健診を受け、80歳で20本を目指しましょう。

問い合わせ先…国保年金課 内線2347

## 交通事故等にあつたとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷し、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず市役所へ届出してください。また、自損事故や業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。詳細については、お問い合わせください。

## 問い合わせ先

▷国保年金課 内線2346

▷青森県後期高齢者医療広域連合 Tel017-721-3821



## 尊富士（たけるふじ）、新十両昇進を報告

来年の大相撲初場所での新十両昇進の報告のため、伊勢ヶ浜部屋の尊富士（本名・石岡弥輝也、当市金木町出身）が伊勢ヶ浜親方とともに12月1日、市長を表敬訪問しました。

尊富士は、押し相撲を持ち味に九州場所で6勝1敗と勝ち越し、初土俵から所要8場所でのスピード昇進を果たしました。

尊富士は「これからが大事だと思っている。もっと強くなって、一日でも早く皆さんにまた良い報告ができるように頑張っていきたい」と力強く意気込みを話しました。



新十両の尊富士(左)と師匠の伊勢ヶ浜親方(右)

## 青森テレビと「SDGs推進に関するパートナーシップ協定」を締結

11月9日、当市と株式会社青森テレビは「SDGs推進に関するパートナーシップ協定」を締結しました。



協定を締結した市長と小山内代表取締役社長(右)

SDGsとは、国連が採択した「持続可能な開発目標」のことです。

協定は、次の5つの項目について連携し、SDGsに対する市民の理解促進を図るものです。

### 協定に基づく連携項目

- ①SDGs、地方創生の推進に関すること
- ②SDGsの普及啓発に関すること
- ③地域のSDGsに関する取組の情報発信に関すること
- ④SDGsを構成するゴールに関すること
- ⑤災害情報等の発信に関すること

「一人ひとりが地域社会の担い手である」という意識を持ち、誰ひとり取り残さない、持続可能な共生社会を共に創っていきましょう！

## 冬の風物詩 津軽鉄道「ストーブ列車」が運行開始！

当市と中泊町を結ぶ津軽鉄道で12月1日から冬の風物詩「ストーブ列車」の運行が始まりました。

同日、津軽五所川原駅ホームで出発セレモニーが行われ、澤田長二郎代表取締役社長が「安心安全を確保してお客さんを迎え、たくさんの方に楽しんでほしい」とあいさつ。

津軽鉄道活性化協議会監事の濱館豊光中泊町長は「私たちにとって津軽鉄道はなくてはならないもの。いつまでも力強く応援してほしい」と話しました。

出発セレモニーでは、三弦小川会による津軽三味線の演奏や五所川原商工会議所女性会による「ごしょ山宝汁」のふるまいが行われたほか、新宮団地こども園の園児が子ども用の津軽鉄道の制服と制帽を着用して元気よく手を振り、一番列車を見送りました。

ストーブ列車は3月31日まで運行されます。

出発を待つ  
ストーブ列車



「出発進行！」と  
合図をする園児ら

# 市民税・県民税の申告受付が始まります!

受付期間 2月6日(火)～3月15日(金)

## 1. あなたも申告が必要かも?

次にあてはまるときは申告が必要です。

給与・年金以外に  
所得がある

医療費控除など  
各種控除を追加する

令和5年中  
収入がまったくない

遺族年金、障害年金を  
受給している

所得税の確定申告をした方は、あらためて市民税・県民税の申告をする必要はありません。  
令和6年1月1日現在、五所川原市に住民登録がない方は、お住まいであった市町村へ申告してください。



Q. 申告しないとどうなるの?

A. 課税・非課税の判定ができず  
国民健康保険税などが高くなります。



ほかにもさまざまな不利益が生じることがあります。  
19ページ「5. 申告しないまましていると、こんなデメリットが…」へ



Q. どのように申告すればいいんだろう?

A. 次の方法があります。



申告会場で  
申告

14・15  
ページへ



郵送で  
申告

18ページへ



PC・スマホで  
確定申告

国税庁  
ホームページへ



作成コーナー

## 2. 申告相談日程表（五所川原地区）

### 【五所川原地区】

会場…中央公民館 3階

時間…9:00～15:30

\*早朝など各会場の開錠前は、屋内で待つことはできません。

地区	月日	対象区域
三好川	2. 6 火	(三好) 藻川・高瀬
	2. 7 水	(三好) 鶴ヶ岡 (中川) 種井・長橋藤島・桜田
	2. 8 木	(中川) 川山・沖飯詰
毘沙門	2. 9 金	毘沙門・長富
飯詰橋	2.13 火	(飯詰) 橋下
	2.15 木	(飯詰) 橋上・下岩崎 (長橋) 戸沢・福山
	2.16 金	(長橋) 豊成・野里・神山・松野木
全地区	2.18 日	全地区(金木地区・市浦地区を含む)
七和	2.19 月	持子沢・高野・前田野目
	2.20 火	俵元・原子・羽野木沢
梅沢	2.21 水	梅田・中泉
栄	2.22 木	姥蒨・七ツ館・みどり町一丁目～二丁目
	2.26 月	広田・浅井・みどり町三丁目～四丁目
	2.27 火	稲実・みどり町五丁目～八丁目
松島	2.29 木	米田・太刀打・一野坪
	3. 1 金	金山・水野尾・唐笠柳
全地区	3. 3 日	全地区(金木地区・市浦地区を含む)
松島	3. 4 月	石岡・吹畑・漆川
市中心部	3. 5 火	栄町・田町・元町・湊・中央五丁目～六丁目
	3. 6 水	蓮沼・不魚住・柳町・中央一丁目～四丁目
	3. 7 木	鎌谷町・新町・岩木町・川端町・弥生町・大町・松島町一丁目～四丁目
	3. 8 金	烏森・本町・布屋町・東町・旭町・松島町五丁目～八丁目
	3.11 月	一ツ谷・敷島町・雛田・長橋橋元
	3.12 火	上平井町・中平井町・寺町・柏原町・錦町・末広町・小曲・長橋広野
	3.13 水	下平井町・幾世森・若葉一丁目～三丁目
	3.14 木	幾島町・新宮町・蘇鉄・芭蕉・新宮岡田・新宮松元・田川
全地区	3.15 金	全地区(金木地区・市浦地区を含む)

混雑を避けるため、できるだけ指定された日に来てね!

ただし、どうしても都合が合わないときは、ほかの受付日に来て大丈夫だよ!



### 来場の皆さんへのお願い

- 例年、大変混雑します。時間にゆとりをもって各会場にお越しください。
- 駐車場の台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用をお願いします。

## 申告相談日程表（金木・市浦地区）

### 【金木地区】

会場…金木総合支所 2階会議室

時間…9:00～15:00

地区	月日	対象区域
金木	2.20 火	本町・栄町・小川町・米町 三軒町・北新町・南新町・ 川端町
	2.21 水	上山道町・中山道町・下山 道町・大東ヶ丘・金木団地
	2.22 木	昭和町・美晴町・さくら団 地・若松町・見崎町・芦野 団地
	2.26 月	芦野町・浦町・田町・寺町
	2.27 火	朝日町・神明町・新富町
	2.28 水	上宇田野・下宇田野・林下
	2.29 木	湯の川・向道・女坂・藤枝
	3. 1 金	沢部・蒔田・神原
	喜良市	3. 4 月
3. 5 火		上派立・下派立・双葉町・ 林町・野崎
3. 6 水		東岩見町・西岩見町・更生
嘉瀬	3. 7 木	上古町・下古町・新誠町
	3. 8 金	後町・畑中・冷水・本町・ 車町
	3.11 月	上小栗崎・中小栗崎・下小 栗崎
	3.12 火	上鍛冶町・下鍛冶町・新堤 町
	3.13 水	上新町・下新町・上派立・ 中派立・下派立
	3.14 木	上昭和町・下昭和町・上中 柏木・下中柏木・東町
	全地区	3.15 金

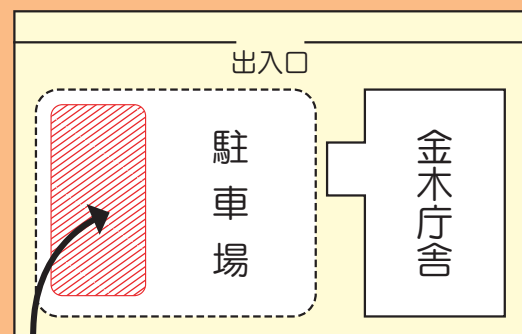
### 【市浦地区】

会場…市浦総合支所 会議室

時間…9:00～15:00

地区	月日	対象区域
磯松	2.22 木	磯松
	2.26 月	
脇元	2.27 火	上脇元
	2.28 水	下脇元
	2.29 木	脇元全地区
十三	3. 1 金	十三山子・十三仲の町
	3. 4 月	十三まち
	3. 5 火	十三全地区
太田川	3. 6 水	太田・桂川
	3. 7 木	
相内	3. 8 金	相内第一
	3.11 月	相内第二
	3.12 火	相内第三
	3.13 水	相内北
全地区	3.14 木	相内全地区
	3.15 金	全地区

### 金木総合支所で申告する方へ



庁舎前の駐車場混雑を避けるため、  
旧保健センター、旧車庫跡地側への  
駐車にご協力ください。



- 必要書類がそろっているか、ご確認ください。書類に不備があると受付できないことがあります。
- 最終日までに申告が終わらなかった場合、税務署で申告が必要となる場合があります。

### 3. 申告の際に必要なもの

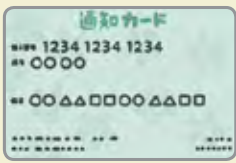
#### 【全員が必要なもの】

##### ◆ 本人確認書類



●申告者のマイナンバーカード

#### \* マイナンバーカードをお持ちでない場合



#### 1. マイナンバー確認書類（下記のうちいずれか一つ）

- マイナンバー通知カード
- マイナンバー付き住民票

#### 2. 身元確認書類（下記のうちいずれか一つ）

- 運転免許証
- 障害者手帳
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 在留カード など

##### ◆ 通帳



所得税の還付金がある場合に、受取先となる金融機関のもの

\* 申告者名義のものに限ります。

事前に税務署から以下のものが届いた方は、申告の際に必要なものと併せてご持参ください。

- ・確定申告書
- ・所得税の納付書
- ・利用者識別番号が記載された通知書やハガキ

など



## 【所得の計算に必要なもの】

所得の種類	必 要 書 類
営業等所得 農業所得 不動産所得	①収入について詳しく分かるもの （例） 売買仕切書、精算書、販売・売上金額が分かる帳簿類、 賃貸借に関する契約書、交付金等に関する通知書、通帳など ②支出（必要経費）について詳しく分かるもの （例） 各種事業に関する諸経費の領収書、精算書、帳簿など ③事業専従者がいる場合は、事業専従者のマイナンバーが分かるもの 21ページの収支内訳書を記載し、ご持参ください。
給与所得 公的年金等 （企業年金を含む）	源泉徴収票の原本 （複数ある場合はすべて必要です） （給与等支払者から発行されない場合は 支払証明書や明細書など）
譲渡所得	売買契約書、（譲渡資産を）取得した時の領収書 特別控除証明書（公共事業による譲渡・農業委員会 のあっせん等の場合）
一時所得	保険の一時金や満期返戻金の受取金額と掛金が分かる もの
上記以外の所得 （雑所得）	シルバー人材センターの配分金支払証明書 個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 原稿料や公演料等の支払調書や入金を確認できる通帳など

収入金額や経費を通帳で  
確認する場合は、事前に  
記帳しておいてね！



## 【控除の計算に必要なもの】

控除の種類	必 要 書 類
社会保険料控除	令和5年中に支払った国民健康保険税や国民年金保険料などの領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書（23ページをご覧ください）
扶養控除	控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーが分かるもの
医療費控除	22ページの「令和5年分医療費控除の明細書【内訳書】」を記載し、ご持 参ください。 傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで、医師による治療を受けてい る方のおむつ代を医療費控除として申告する場合、医師が発行する「 <u>お</u> <u>むつ</u> 使用証明書」が必要です。
寄附金控除	寄附先が発行する受領証明書や領収書など、寄附した金額が分かる書類

## 4. 市民税・県民税申告書は、郵送での提出が便利です！

郵送申告で、会場に行く手間や待ち時間を大幅に短縮できます。

### ①申告書を書く



- 申告書は市ホームページからダウンロードできます。
- 昨年、郵送で申告をした方のうち、次の方には1月下旬に申告書を送付します。
  - ・非課税収入のみの方
  - ・「市外」居住者の扶養になっていた方
- 収入がなかった方・非課税所得のみの方は、申告書の「生活状況・非課税所得に関する事項」↓のみ記入して終了です。

生活状況・非課税所得に関する事項				前年中に収入のなかった方は、この欄に記入して申告は終わりです。			
<input type="checkbox"/> 下記の人に扶養されていた							
住所				氏名			
<input type="checkbox"/> 生活保護法による生活扶助を受けていた	<input type="checkbox"/> 病気療養中(入院・通院)	<input type="checkbox"/> 預貯金等で生活していた	<input type="checkbox"/> 雇用保険				
<input type="checkbox"/> 障害年金	<input type="checkbox"/> 遺族年金	<input type="checkbox"/> その他( )					

### ②書類を封筒にいれる



- 以下の書類を封入してください。
  - ・①で書いた申告書
  - ・身元確認書類 + マイナンバー確認書類のコピー
  - ・所得、控除の計算に必要なもの
- 送付された書類は返却しません。  
申告書の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### ③税務課へ郵送



【申告書類の送付先】  
〒037-8686  
五所川原市字布屋町41番地1  
五所川原市役所 税務課 市民税係 あて

これで申告  
おわり！  
簡単だね！

\* 所得税の還付は市民税・県民税申告書の郵送では受けられませんのでご注意ください。



詳しくは市ホームページをご確認ください。

五所川原市 申告

検索



## 5. 申告しないまましていると、こんなデメリットが・・・

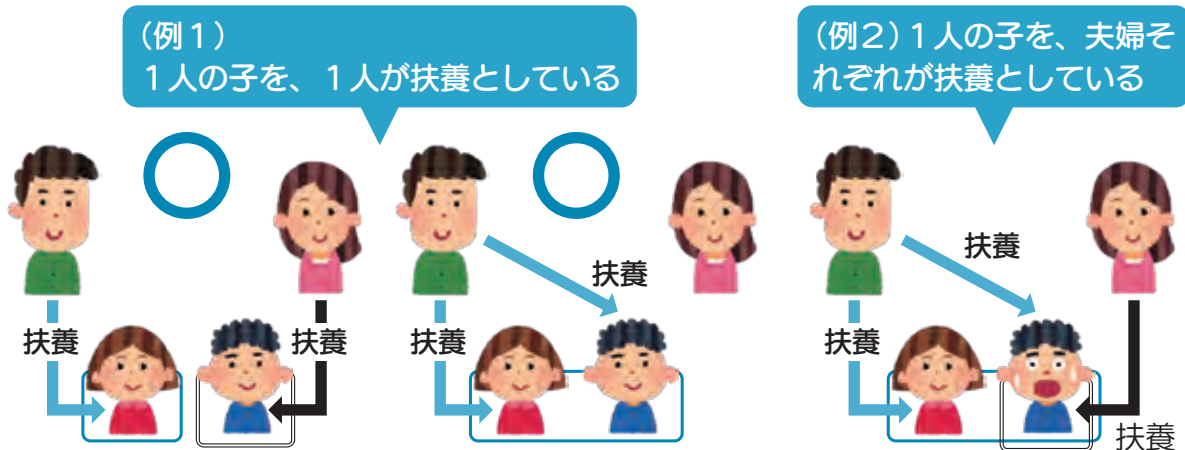
申告は、市民税・県民税の算定だけでなく、さまざまな制度の判断資料となる大切なものです。申告が必要な方が申告しないまましていると、市では所得の状況が分からないため、次のような不利益が生じます。

- ◆国民健康保険税や介護保険料が高額になる。
- ◆給付金や手当の支給要件に該当するか判定できない。
- ◆所得課税証明書が発行されない。



## 6. 扶養親族の重複に、ご注意ください！

**！** 同じ人を重複して扶養にすることはできません！



(例2)のように重複した場合、後日どちらかの扶養を取り消すことになり、所得税や市民税・県民税が増額する場合があります。

あらかじめ、家族内でよく確認してから申告してください。

また、年末調整した際に扶養が重複してしまった場合は、申告することで修正できます。



## 7. 所得税の確定申告書を作成される方へ



所得税の確定申告書を郵送で提出する場合は、税務署に送付してください。



誤って市役所に郵送された場合は、本人に返送しますので、郵送前に必ずあて先をご確認ください。

また、作成済みの確定申告書を市の申告相談会場へ提出された場合も、市ではお預かりすることはできません。

直接税務署へ提出してください。





## 8. 令和6年度以降の変更点について

### 1. 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の課税方式が統一されます

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に係る所得の課税方式について、令和6年度（令和5年分）からは、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

### 2. 国外居住親族の扶養控除の要件が見直されます

年齢30歳以上70歳未満の国外に居住している親族で、次のいずれかにあてはまる場合のみ、扶養控除等の適用対象となります。

- 留学のため国内に住所・居所を有しなくなった
- 障がいがある
- 扶養主となる納税義務者から、生活費または教育費として、年間38万円以上の支払いを受けている



\* 年齢は令和5年12月31日時点

\* 国外に居住している配偶者の配偶者控除の要件については、令和5年度以前と変わりません。


### 3. 森林環境税が新設されます

森林環境税とは、森林整備等に必要な地方財源を確保するために令和6年度から増設される国税です。市民税・県民税の均等割が賦課される個人に対して、年額1,000円が課税され、市が徴収します。

なお、東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から市民税・県民税の均等割に1,000円が上乗せされていましたが、こちらは令和5年度で終了します。このため、令和5年度と比べて、一人あたりが負担する税額に変更はありません。

森林環境税と市民税・県民税均等割の税額

税目	令和5年度以前	令和6年度以降
市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	1,500円	1,000円
森林環境税	—	1,000円
合計	5,000円	5,000円



森林環境税

問い合わせ先

税務課市民税係 内線2252・2253

\* 申告期間中は電話がつながりにくくなっています。担当者不在のため、夜間の折り返しとなる場合もありますのでご了承ください。



# 【 令和5年分 収支内訳書 ( 令和5年1月1日 ~ 令和5年12月31日 ) 】

③雑収入の内訳

田畑の面積等の状況	面積 (a)	金額 (円)
所有面積		
借受面積		
転作面積		
耕作面積		

科 目	金額 (円)	農 営 不	科 目		金額 (円)	農 営 不
			材 料	費 用		
収入			飼料	費用		
販売・売上金額、賃賃料	①	○	農具	費用		○
家事消費	②	○	農業衛生	費用		○
雑収入・その他の収入	③	○	諸材料	費用		○
礼金・権利金更新料	④	○	修繕	費用		○
名義書換料・その他	⑤	○	動力	費用		○
小計(①+②+③+④+⑤)	⑥	○	旅費	費用		○
農産物棚卸高	⑦	○	通信	費用		○
期末	⑧	○	広告	費用		○
小計(⑥-⑦+⑧)	⑨	○	接待	費用		○
期首商品棚卸高	⑩	○	損害	費用		○
仕入金額	⑪	○	消耗品	費用		○
小計(⑩+⑪)	⑫	○	福利	費用		○
期末商品棚卸高	⑬	○	作業用衣料	費用		○
差引原価(⑫-⑬)	⑭	○	農業共済掛金	費用		○
差引金額(⑨-⑭)	⑮	○	荷造運賃手数料	費用		○
給料賃金・雇人費	A	○	土地改良	費用		○
小作料・賃借料・外注工賃	B	○	雑	費用		○
減価償却費	C	○	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用			○
貸倒金	D	○	小計(ア～エまでの計)	G		○
地代家賃	E	○	経費計(A～Gまでの計)	⑯		○
地利割引料・借入金利子	F	○	専従者控除前の所得(⑮-⑯)	⑰		○
その租税	A	○	専従者控除	⑱		○
他の種	B	○	所得金額(⑰-⑱)	⑲		○
素畜	C	○				○
肥	D	○				○

※必要経費は事業に関係する部分だけです。ご注意ください。  
申告の際は、科目ごとに内訳のわかるもの(領収書、通帳等)を整理して、申告相談時に持参してください。

必要経費の主な科目の具体例

科 目	具 体 例
販売・売上金額、賃賃料	① 事業から生ずる売上額、農作物の販売金額
家事消費	② 商品等を家事消費、贈答品とした場合の販米等
雑収入・その他の収入	③ 交付金、精算金、作業受託料等販売収入以外の収入
農産物棚卸高	④ 本年12月31日現在の委託販売・棚卸高
期首商品棚卸高	⑤ 本年1月1日現在の委託販売・棚卸高
仕入金額	⑥ 商品の仕入金額
期末商品棚卸高	⑦ 本年12月31日現在の棚卸高
給料賃金・雇人費	A 農業、事業等に従事した雇人の給料(生計を一にする親族は専従者控除⑳になります)
小作料・賃借料	B 小作地の使用料、共同選果場等の使用料・賃借料及び作業受託料
外注工賃	C 下請けへの発注・原材料の加工賃
減価償却	D 事業用の施設・機械・トラック等の償却費
利子割引料・借入金利子	F 事業資金を借り入れた場合等の支払利息
租税	A 事業に関する固定資産税、自動車税、会費等
種	イ 種子、苗等の購入費用
素畜	ウ 子牛・子豚等の取得費及び種付料
肥料	エ 化学肥料、たい肥の購入費用
飼料	オ 飼料の購入費用
農具	カ 使用可能期間が1年未満又は購入価格が10万円未満の農具購入費
農業衛生	キ 農薬の購入費用、共同(航空)防除の負担金
諸材料	ク 農業のために使用する材料費(黒土・紙袋・ビニール等)
修繕	ケ 事業に使用している建物・車両・農機具等の修理費用
動力	コ 事業のために使用した燃料費(水道・電気・灯油・ガソリン・軽油代等)
旅費	サ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代等
通信	シ 電話料、切手代等
消耗品	タ 消耗品や10万円未満の備品の購入費
作業用衣料	チ 農作業に必要な衣料の購入費(作業衣・長靴・手袋等)
農業共済掛金	リ 水稲・果樹等の共済掛金、車両保険料、農業用資産に対する火災保険料等
農業共済掛金	ニ 出荷手数料、検査料、運搬料等
荷造運賃手数料	ト 土地改良事業の費用
土地改良	ナ

..... 記帳・帳簿等の保存制度について  
事業所得(農業・営業)、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。  
▷ 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金銭等を記載しなければなりません。  
▷ 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

9. 収支内訳書は実際の申告に使用される。



# 税の申告に係るお知らせ

## 「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

令和5年中に国民年金、厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さんに、令和5年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中旬に日本年金機構から送付されます（障害年金や遺族年金は非課税所得のため送付されません）。

所得税等の確定申告の際の添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

マイナポータルとねんきんネットの認証連携手続きがお済みの方で、ねんきんネット内で「電子送付を希望する」と登録している場合は、マイナポータルの「お知らせ」に源泉徴収票がデータで送信されますので、ご注意ください。

問い合わせ先

弘前年金事務所 TEL0172-27-1339

## 令和5年分「障害者控除対象者認定書」の交付について

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が次の要件に該当する場合、市が交付する「障害者控除対象者認定書」によって一定の所得控除（所得税および住民税）を受けることができます。

### 対象となる要件

満65歳以上で、介護保険要介護認定（要支援1・2を除く）を受けている方や6カ月以上寝たきりの状態にある方

\*身体障害者手帳、愛護手帳をお持ちの方は、それらの手帳により、この認定書がなくても控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳（身体障害者3～6級）等ですでに控除を受けている方でも、介護保険における要介護状態区分が要介護4または要介護5の方は、この認定書により特別障害者として控除を受けることができます。

受付開始日…1月4日(木)から

\*認定書は、後日、郵送しますので、余裕をもった申請をお願いします。

### 申請に必要なもの

- ▷障害者控除対象者認定申請書（各窓口および市ホームページから入手可）
- ▷対象者の介護保険被保険者証（写し可）
- ▷申請者の身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、その他顔写真付きの公的身分証明書など）

### 提出先

介護福祉課または各総合支所総合窓口係

問い合わせ先…介護福祉課 内線2447

## 青色申告を行って「農業経営収入保険」に加入を！

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を対象として、基準収入の9割を上限に補償する制度です。

これまで、収入保険に加入するためには2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、制度改正により1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。

青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和6年から青色申告をされる方であれば、令和7年1月から収入保険に加入できます。

さらに、市では令和7年度まで新規加入者と継続加入者を対象に、保険方式の保険料部分の2分の1以内を助成する事業を実施していますので、ぜひ保険加入をご検討ください。

令和7年に青色申告1年分のみで新規加入する「個人農業者」の場合のスケジュール

令和6年 3月15日まで	青色申告承認申請書を税務署に提出
10月～11月	加入申請
12月	保険料等の納付
令和7年 1月～12月	保険期間
令和8年 確定申告後～6月	保険金・特約補てん金の請求および支払い

問い合わせ先

▷(収入保険) NOSA | 青森津軽支所  
TEL33-1513

▷(助成事業) 農林政策課 内線2515